

**廿日市市友和浄化センター等包括管理業務
質問回答書**

番号	項目	質問	回答
1	要求水準書 2 頁 再委託に関する事項	「更新計画案作成等に関する業務」は再委託可能と理解してよろしいでしょうか。なお、再委託先は「募集要項 3(3) 応募者の参加資格要件」を満足することを前提とします。	お見込みのとおりです。
2	要求水準書 2 頁 再委託に関する事項	再委託を行う場合、委託者への申請はどの時点で行うこととなるかご教示ください。	別紙 8 (2) 業務実施計画書をご提出いただく時期を想定しています。
3	要求水準書 3 頁 有資格者の配置	「⑬技術士（上下水道部門）」は、「更新計画案作成等に関する業務」の管理技術者に求められる要件であり、当該資格については再委託先の技術者が保有する場合も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	要求水準書 5 頁 更新計画案作成等に関する業務	本業務の対象施設以外に係るストックマネジメント計画策定業務については、貴市において別途発注されるものと認識しております。 そのうえで、検討内容の重複や様式の不統一を回避するため、当該業務と本業務との間でどのような調整方法を想定されているのか、ご教示ください。	受託者が策定する更新計画案を踏まえ、最終的に本市全体のストックマネジメント計画として収斂させるように想定しています。 業務を履行する過程で委託者及び受託者双方で協議しながら進めていくことになるかと考えますが、必要に応じて、本市全体のストックマネジメント計画策定に係る協議に受託者として出席いただくことも想定されます。
5	要求水準書 8 頁 セルフモニタリングの実施	ここでいう「モニタリング実施計画書」は、受託者が自ら実施するセルフモニタリングに係る計画書（委託者が実施するモニタリングではない）という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	契約書案 14 頁 変動経費	契約書案において、「当該費用に掛かる内容および金額は、各年度において、別途覚書により定めることとし、各年度末に実績をもと	覚書は履行期間の各年度において、委託者及び受託者双方で協議して取り纏めることとしているため、現時点では提示できる資料は

		に精算する」とありますが、覚書（案）をご提示いただけないでしょうか。	ありません。
7	契約書案 14 頁 変動経費	契約書案において、「当該費用に掛かる内容および金額は、各年度において、別途覚書により定めることとし、各年度末に実績をもとに精算する」とされております。 「更新計画案作成等に関する業務（1）」に係る費用については、覚書に定める内容を協議により決定し、当該年度の設計業務委託等技術者単価により精算されるものとの理解でよろしいでしょうか。	変動経費に該当する業務等の適用単価をそれぞれ個別に定めるか否かについては、委託者及び受託者双方で協議により決定し、覚書として取り纏めます。
8	契約書案（業務委託 契約約款） 2 頁 第 7 条（一括再委託 等の禁止）	契約書第一項において「委託者が設計図書において指定した主たる部分」は再委託不可とされていますが、具体的にどの業務が該当するのかご教示ください。また、「要求水準書 4(5)再委託に関する事項 ア」では「本業務の一部について協力会社等へ再委託を行う場合は、あらかじめ書面によりその旨を委託者に申請し、承諾を得なければならない」とされており、契約書の記載について同様の内容とすることが可能かご教示ください。	本業務は、対象施設及び業務範囲が広範となるため、専門的な経験及び技術を有する複数企業の参画が想定されます。このため、具体的に個々の業務に対して、再委託不可とするかを現時点で想定していませんが、少なくとも受託者において、統括業務責任者を配置し、業務全体を総合的に把握し、進捗管理及びセルフモニタリングを行う必要があると考えています。 契約書の記載については、詳細協議において記載内容を契約書として取り纏めます。
9	募集要項 6 頁 提出期間	郵送による提出の場合、消印有効でしょうか、それとも必着でしょうか。	必着としてください。
10	募集要項 7 頁 提出書類	企画提案書の副本について、「提案者の名称を伏せて作成すること」とありますが、正本の墨消しによる対応でも差し支えないでしょうか。	副本については、正本の墨消しによる対応で構いません。
11	募集要項 9 頁 9 見積額	見積り額は、令和 8 年度時点の物価水準に基づき算定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	募集要項	提案見積書（様式 7）、見積内訳	お見込みのとおりです。

	7 項 9 企画提案書等の提出 (3) 提案書類	書、情報非公開希望申立書 (様式 8) は、企画提案書 (様式 6) 等とは別冊で 1 部提出するとの理解でよろしいでしょうか。	
13	募集要項 10 項 14 提案者の失格 (6)	「提案上限額を超えて提案を行った者」とありますが、これは募集要項 1 項 2(5) に記載された 2 つの提案上限額それぞれを指すのでしょうか。それとも合計額を指すのでしょうか。	2 つの提案上限額それぞれについて、超過することのないようにしてください。
14	募集要項 11 項 16 その他 (7) 履行期間の延長	「令和 16 年度までの本市が実施する履行確認 (モニタリング) において、…」とありますが、履行確認 (モニタリング) の頻度について、ご教示頂けますでしょうか。	委託候補者との詳細協議により取り纏める仕様書の内容を踏まえ、履行確認の頻度及び内容を決定する予定であるため、現時点では提示できません。 参考となりますが、現在履行中の業務委託については、年 1 回実施しています。
15	募集要項 11 項 16 その他 (7) 履行期間の延長	令和 16 年までの貴市のモニタリングにおいて、貴市の要求を満たす場合、協議により最大 5 年間の契約延長を認めると記載されています。当該事項については、本契約末が令和 19 年 3 月であり、これより 5 か年の延長となり、令和 23 年度まで (令和 24 年 3 月まで) との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	募集要項 11 項 16 その他 (7) 履行期間の延長	履行確認の結果が「十分に満足」した場合に延長可能とされていますが、「十分に満足」の定義 (数値基準または総合評価等) および延長判断の時期についてご教示ください。	定義については、委託候補者との詳細協議により取り纏める仕様書の内容を踏まえ、決定します。 延長判断の時期について、延長期間の債務負担行為 (予算措置) の設定が必要となるため、令和 17 年 9 月頃を想定しています。
17	募集要項 11 項 16 その他 (8)	「廿日市市佐伯地域一般廃棄物処理業等合理化事業計画の策定に係る確認書」の内容について可能な範囲でご教示をお願いします。また、「…当該支援対象事業者	「廿日市市佐伯地域一般廃棄物処理業等合理化事業計画の策定に係る確認書」を提示しますので、ご確認ください。 また、委託者への報告について

		との契約額等について、事業年度毎に委託者に報告すること。」とありますが、契約額のみで内訳等は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	は、委託内容と委託金額が分かるようにしてください。
18	契約書イメージ 1 項 1 (2) 変動経費	「なお、修繕費用の一部、更新計画案作成費用は、国交付金の要望額に対して、配分額が相違する場合には、業務実施年度を調整することがあり、当該事項は別紙2「リスク分担」に示す構想・計画リスクの負担区分の対象からは除く。」とあります。 これはリスクの負担区分の対象者を、受託者側より除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙2「リスク分担」に示す計画・構想リスクは、委託者側で負担することが基本となりますが、当該事項に関しては、委託者側の負担からは除きます。このため、交付金要望額と配分額の差異に起因して、対象業務の実施年度を調整した場合に受託者側で費用負担が生じても、委託者は補填しません。 なお、計画修繕が該当する場合は、設備の重要度、状態等を総合的に勘案し、必要に応じて、単独費を充当し、対応することも想定されます。
19	契約書イメージ 1 項 1 (2) 変動経費	変動費において、「要求水準書第2章 5-5 修繕計画書の作成」に係る経費を計上することは可能でしょうか。	当該業務は、設備等の稼働、劣化状況を踏まえた保守点検結果より作成されるものと想定しており、変動経費への計上は想定していません。
20	契約書イメージ 3 項	表中の水質測定機器保守点検費用は、要求水準書 別紙4 自動水質測定器部品一覧の材料費および専門業者による交換作業費を刺しているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	契約書イメージ 14 項 2 業務委託料の請求	本契約では「水処理薬品」は物品等調達管理費用に含まれており、固定経費に属しているとの認識です。また、固定経費は「要求水準書 別紙2 リスク分担」において、物価等の上昇に関する取扱い項目に含まれておりません。 昨今の世界情勢による物価高騰は、今後の仕入れ価格高騰に影響することが懸念されます。このような場合、リスク分担 P.3 「2 物	お見込みのとおりです。

		<p>価変動に伴うユーティリティの変更」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
22	<p>契約書イメージ 業務委託契約約款</p>	<p>業務委託契約書、要求水準書等の記載と本約款に齟齬がある場合は、業務委託契約書、要求水準書等が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
23	<p>契約書イメージ 仕様書</p>	<p>「詳細協議により、記載内容を決定」とありますが、募集要項において詳細協議は企画提案書提出後の12月頃～と予定されています。本仕様書の記載内容により新たな業務および業務工数が増加する場合は、提案見積書の金額についても協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
24	<p>要求水準書 2項 第1章 4 業務の注意事項 (5) ア</p>	<p>業務委託契約書約款では「…主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」要求水準書では、「本業務の全部又は大部分を一括して再委託してはならない。」と記載されていますが、主たる業務及び大部分の範囲については明確ではないため、再委託が可能か否かの業務内容については、貴市と協議のうえで承諾頂いたのち、との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務は、対象施設及び業務範囲が広範となるため、専門的な経験及び技術を有する複数社の企業に関わることが想定されます。このため、具体的に個々の業務に対して、再委託不可とするかは現時点で想定していませんが、少なくとも受託者において、統括業務責任者を配置し、業務全体を総合的に把握し、進捗管理及びセルフモニタリングを行う必要があると考えています。</p> <p>また、ご質問のとおり、委託者及び受託者双方で協議しながら、進めていくことになると考えます。</p>
25	<p>要求水準書 2項 第1章 5 業務責任者等の配置 (3) (3) 業務担当者</p>	<p>「業務担当者名簿」を作成し、委託者へ提出する旨の記載がありますが、性能発注が前提であるWPPPにおいて、10年間にわたり当該名簿の作成、提出は不合理であると考えます。</p> <p>整備しておき、必要に応じて提示できるよう、常時備えるものとして変更いただけないでしょうか。</p>	<p>「業務担当者名簿」は履行開始前にご提出ください。</p> <p>変更が生じた場合は、該当部分を適時、ご提出ください。</p>

26	要求水準書 3項 第1章 7 有資格者の配置	「受託者は、業務の履行にあたり、法令等に基づき必要とする資格保有者を業務従事者の中に配置しなければならない。」とあります。 この配置とは、業務上必要な状況における配置であり、非常駐者でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書 5項 第2章 1-4 施設管理に関する業務	「自家用電気工作物保安管理業務」は業務範囲対象との理解でよろしいでしょうか。	「自家用電気工作物保安管理業務」は業務範囲対象外です。
28	要求水準書 6項 第2章 1-9 更新計画案作成等に関する業務(2)	委託者が令和2年度に策定した「浅原中央地区農業集落配水最適整備構想」について情報開示していただくことは可能でしょうか。	可能です。 データ容量の都合上、ホームページに提示することが難しいため、個別に対応しますので、募集要項4頁「4参加及び各手続きの窓口」までご連絡ください。
29	要求水準書 8項 第2章 5-4 設計補助業務	「受託者は、委託者が実施する本業務に関連する計画策定、実施設計等に参加し」とありますが、各業務の打合せ協議への参加を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 また、「参加」の具体的な程度(想定回数、Web参加の可否等)についてご教示ください。	お見込みのとおりです。 想定回数は、5回程度を想定しています。 Web参加の可否等について、基本的にはWeb参加を可と考えていますが、協議内容により現地参加をお願いする場合も想定されます。
30	要求水準書 8項 第2章 5-4 設計補助業務	「これらの収集している情報については、委託者からの求めに応じて、適宜、報告会(研修会)により共有を図ること。」とありますが、研修会の内容および実施回数についてご教示ください。	内容及び回数について、現段階で想定していません。 本市職員の技術研鑽の一助にもなりますので、官民連携手法や技術革新、制度改正等を踏まえ、企画提案してください。
31	要求水準書 別紙6 1項	突発修繕は、想定額以内であれば、1件当たりの上限額に定めはないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 想定額を超える場合は、必要に応じて、予算措置します。
32	要求水準書 別紙6 1項	「(7) 修繕実施に当たっては、原則3者以上の見積りを比較するなどして、当該金額の妥当性を十	修繕規模の大小については、運用において個別に判断を要するため、委託者及び受託者双方が協議

		分に検討すること。ただし、緊急を要する場合や修繕規模が小さい場合はこの限りではない。」とあります。修繕規模が小さい場合とは業務委託契約書 表4～11の所要額における設定金額をご教授ください。	の上、履行することを想定しています。
33	要求水準書 別紙6 1項	「(8) 国の交付金交付対象となる場合は、当該交付金交付要綱等に適合するように実施すること。」とあります。P.3以降の計画修繕各一覧において、交付金交付対象に該当する項目は「●設備更新に係る費用に区分される計画修繕」との理解でよろしいでしょうか。	計画修繕各一覧において、交付金交付対象に該当する項目は、以下を想定しています。 ①友和浄化センター計画修繕一覧 番号9 雑用水給水装置 番号14 スクリーンユニット ③佐伯処理区マンホールポンプ計画修繕一覧 番号3 里地マンホールポンプ 番号6 芝居田マンホールポンプ 番号7 音丸橋マンホールポンプ 番号9 越峠マンホールポンプ
34	要求水準書 別紙6 1項	委託者の要請に応じて実施する、会計実地検査等に必要の検査対応補助とは、具体的にどのような作業をイメージされているのでしょうか。	修繕発注時の資料収集等を想定しています。
35	要求水準書 別紙6 1項	各年度毎に修繕想定額が設定されておりますが、区分が異なる施設への修繕費の充当は可能でしょうか。	区分毎に必要な修繕額を予算措置する予定のため、充当は想定していません。
36	要求水準書 別紙6 2項	国交付金の配分について想定通りの配分額とならなかった場合、修繕実施の可否についてどのような対応となるのでしょうか。また、修繕実施ができなかった場合、要求水準未達に係ることも想定されます。この場合においてリスク分担「構想・計画リスク」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	国交付金の配分額が想定通りとならなかった場合、設備等の稼働及び劣化状況を踏まえ、委託者及び受託者双方が協議の上、修繕の実施を見送ることが想定されます。そのような状況下において、設備等が故障した場合は、「施設、設備の損害リスク」の上記以外のものに該当すると考えます。
37	要求水準書 別紙6 2項	修繕費用に一部、国交付金に該当する修繕工事を想定されておりますが、その工事の発注方法、再	お見込みのとおりですが、交付金要綱等に即して実施していただく必要があります。

		委託、検査等の運用方法については、受託者の提案による運用を行うとの理解でよろしいでしょうか。	
38	要求水準書 別紙7 1項	前回の点検が2年前に実施されています。点検周期は前回点検年を起点に実施する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書 別紙7 2項	案内図とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。	配置が分かるものを想定していますので、位置図と読み替えていただいて構いません。
40	要求水準書 別紙8 2項	関連法令等を踏まえた業務実施計画について、下水道施設と給食センターでは関連法令が異なると考えられます。具体的な法令をご教授ください。	廿日市学校給食センターは教育機関であるとともに、学校給食法に基づく共同調理場として施設運営を行っています。本業務の対象施設は、前述を補完する廃水処理施設であり、当該施設は接続先の廿日市市公共下水道事業の規定を遵守する必要があります。このため、具体的な関連法令として、下水道法、本市の下水道条例等が挙げられます。 上記を踏まえ、企画提案してください。
41	様式3	下部の「廿日市市長 様」は、上部に移動してよろしいでしょうか。	移動していただいて構いません。
42	様式6-2~6-9	四角の枠内にある記載事項は、その内容に沿った記載にすることを前提に、提出する企画提案書では削除してもよろしいでしょうか。	削除していただいて構いません。
43	様式6-3	様式6-3の記載事項に「・各業務間の連携調整に関する取り組み」とありますが、募集要項P.9評価の視点には4業務遂行内容にその記載があり、様式6-4に該当すると思料します。 「・各業務間の連携調整に関する取り組み」は様式6-3と様式6-4	様式6-3に記載してください。

		のどちらに記載すればよろしいかご教示ください。	
44	様式 6-9	<p>記載事項に「・コスト縮減策(省エネ、薬品削減等)の具体的な提案及びその見込額」とありますが、見込額は提案時の想定であり、確約するものではないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>取り組みにより使用量等を削減できた場合でも、世界情勢等による単価上昇により費用としては削減に至らない場合が懸念されるためです。</p>	お見込みのとおりです。